

千葉県訓令（甲）第2号

庁 中 一 般

千葉県建設工事等入札参加資格等審査会規程（昭和43年千葉県訓令（甲）第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

千葉市長 神 谷 俊 一

第2条中「若しくは製造」を削り、同条第4号中「随意契約」の次に「（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法等により、契約の相手方があらかじめ選定されているものを除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。